

# 『永代供養申込書』

申込日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

宗教法人 本應寺 様

本應寺永代供養に関する規約を承諾の上、永代供養を申し込みます。

申込者住所

\_\_\_\_\_

申込者氏名

TEL.

\_\_\_\_\_

(申込者が施主となります)

## ■ 供養を受ける人（故人）の氏名・戒名および逝去年月日（〇〇家先祖の場合もあります）

①氏名 \_\_\_\_\_ 逝去年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

戒名

\_\_\_\_\_

②氏名 \_\_\_\_\_ 逝去年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

戒名

\_\_\_\_\_

③氏名 \_\_\_\_\_ 逝去年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

戒名

\_\_\_\_\_

④氏名 \_\_\_\_\_ 逝去年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

戒名

\_\_\_\_\_

### 本應寺永代供養に関する規約

第1条 本規約は、本應寺(以下寺という)と永代供養を希望する者との認識の適正を図ることを目的とする。

第2条 申込者は寺の檀家およびその関係者とする。

第3条 永代供養を希望する者は、本規約を承諾の上、「永代供養申込書」にて申込みすることができる。

2. 供養料は寺に支払わなければならない。一霊、十五万円とする。

3. 供養される期間は、申込みを受付けてから、毎月一回の廻向を五十年間とする。

4. 申込後の解約は出来るが、供養料の返還等はしない。

第4条 規約に定めのない事項については、その都度、寺で決定する。

付則 本規約は2013年1月1日より施行する。